



金沢市公報

号外第 14 号

平成21年(2009年)4月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
条 例	
金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び 市長等の給与の特例に関する条例の一部を改 正する条例 (職 員 課)	1

条 例

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年4月23日

金沢市長 山 出 保

●金沢市条例第33号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15 平成21年5月1日から同月31日までの間、議会議長の議員報酬の月額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(市長等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の給与の特例に関する条例(平成14年条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成21年5月1日から同月31日までの間、市長の給料月額は、第1条本文の規定にかかわらず、特別職の職員の給与に関する条例第3条第1号に規定する額から、その額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成21年(2009年)4月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)4月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	(株) 共 栄